

霧島市公告式条例の一部を改正する等の条例の制定について

霧島市公告式条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

平成29年2月14日
霧島市長 前田 終止

霧島市公告式条例の一部を改正する等の条例

(霧島市公告式条例の一部改正)

第1条 霧島市公告式条例（平成17年霧島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、庁舎前掲示場に掲示して行う。

(霧島市役所庁舎設置条例の廃止)

第2条 霧島市役所庁舎設置条例（平成19年霧島市条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則に定める日から施行する。

(提案理由)

本市の事務所の設置方式を現在の分庁方式から本庁方式に移行することに伴い、霧島市役所庁舎設置条例を廃止し、併せて、霧島市公告式条例を改正するため、本条例を制定しようとするものである。